

令和5年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望一式(大平地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	富田第3	<p>【自治会からの消防団員選出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富田第3自治会では選出枠が2名となっていますが、毎年選出について苦慮しています。 ・理由として、戸数に対して「2」という数字が大きく、しかも高齢者が多く、結局無理を言って5年とか長期にわたってやってもらっているのが現状です。 ・消防署員の数の倍増あるいは、団員に対する「手当」の倍増等、もはや人間の「善意」頼みの非現実的手法から抜け出す時代と思います。 	<p>【消防総務課:TEL23-3527】</p> <p>日頃より消防団活動についてご理解いただき、誠にありがとうございます。また、消防団員の確保についてもご尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、消防団員の確保について苦慮されているとのことですが、少子高齢化の進む現代において、団員の確保は市内各地域において苦労されているのが現状です。</p> <p>自治会からの選出人数に関しまして、富田第3自治会は大平第1分団第1部(以下、1-1)の管轄であり、構成している自治会は「富田第1」「富田第2」「富田第3」「富田第7」「中央町第1」の5つとなっております。割り振り人数の変更について検討される場合は、大平第1分団、1-1並びに各自治会とご協議いただく必要があります。</p> <p>消防団事務局としましては団員確保に苦慮しているこのような現状を踏まえ、まず、平成30年から消防団再編に着手し、分団・部の統合、定員の見直しを行い、令和3年4月から新体制となっております。</p> <p>次に、団員の処遇の改善として、報酬額の増額をいたしました。具体的な内容の一つとして、災害時に出動した消防団員に対する報酬額を「2,000円」から1日最大「8,000円」(7時間45分未満は4,000円)に増額をしたところです。</p> <p>なお、「5年間という長期間頼むケースがある」とのことですが、消防団は満5年以上勤続すると、最低20万円の退職報償金(いわゆる退職金)が支給されます。</p> <p>また、本市消防団では「機能別消防団員」という制度がございます。再入団者が対象など一定の条件はありますが、負担が少なく消防団活動を行えますので、人選の際に検討していただければと思います。</p> <p>しかし、これらの対策に努めても、周知が足らなければ十分ではないと存じますので、事務局としては引き続き、消防団活動の広報を実施してまいります。</p> <p>なお、消防団事務局内に団員確保のためのチラシ等の準備もあります。個別でのご相談を含め、必要な際はいつでもお声かけください。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	西山田第1	<p>【緊急放送の有効活用のお願】</p> <p>西山田地区は「太平山・晃石山を歩こうハイキング」の観光地区で、山林になっております。昨年熊が出没したと猟友会から連絡があり、班長を通して電話連絡網をお願いしましたが、平日のこともあり不在が多く円滑に伝える事が出来てない状況でした。</p> <p>今回(4/27)も、熊が出没したと平日に連絡がありましたが、万が一事故が起きてからでは遅いと感じ自治会役員から各戸へ緊急電話連絡等をしている状況です。太平山・晃石山等の熊出沒時は、緊急放送で、速やかに西山田地区及び観光の方に注意喚起を伝えるシステムを構築して欲しいと思います。</p>	<p>【農林整備課:TEL21-2762】</p> <p>クマなどの危険鳥獣が出没した場合には、緊急性に応じて必要な内容を、周辺住民や学校、事業所、ハイキング客などへ周知しています。</p> <p>周知は、自治会長や周辺施設への個別の連絡、注意看板の設置、電子メール・SNSなど複数の手段で行うほか、昨年10月の晃石山の無線中継所付近でクマの目撃があった際には、防災行政無線(屋外スピーカー)による緊急放送も行いました。</p> <p>しかしながら、現在の情報伝達手段では迅速かつ十分に伝えられない場合がありますので、今後もより効果的な伝達手段を検討してまいります。</p>
3	西山田第1	<p>【外国人の方の移住について】</p> <p>町として、受け入れをどうしているのかと、自治会として、外国人の方の受け入れがあった場合の対応事例等を教えて欲しい。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL43-9205】</p> <p>市では、外国人の方が移住されてきた場合であっても、基本的に日本人の場合と同様の対応をしておりますが、ごみの出し方については、英語、中国語、スペイン語等外国語で作成したものを配布しております。</p> <p>また、栃木市国際交流協会において、多言語による生活情報の提供も行い、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりを行っております。</p> <p>自治会の対応に関しましては、日本語の習熟度等の関係で難しい場合もあるかもしれませんが、自治会に入っごみ当番をするなど、日本人と同じように対応している自治会もあると伺っております。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	中央第1	<p>【昭和第二公園除草剤散布のお願い】</p> <p>中央町第1自治会が管理・使用している昭和第二公園において、環境美化活動を、計画した8回に対しR4年度は13回実施しました。</p> <p>地球温暖化の影響で雑草の成長が早くなっていることと、従来の除草剤が効き難い雑草が増えてきたために、除草剤散布並びに草回収の回数を増やさざるを得なかったためです。</p> <p>除草剤散布量増加並びに価格アップのために費用が増加した中、更に従来より強力な除草剤を使用する必要が出て来たため、費用負担がかなり増加しています。また、高齢化により、活動参加者の体への負担も増加しています。</p> <p>今後は、栃木市において、年2回～3回当該公園の除草剤散布をお願いしたいと思います。</p>	<p>【公園緑地課:TEL21-2413】</p> <p>平素より昭和第二公園の環境美化活動を実施いただきましてありがとうございます。おかげ様で公園は美化が保たれ、安心安全に利用することができる公園となっております。</p> <p>中央町第1自治会において年間13回もの環境美化活動に取り組んでいただいていることを踏まえ、今後は、市におきまして年1回は除草剤散布を実施いたします。</p>
5	中央第1	<p>【下皆川地区永野川 川谷橋付近までの除草作業のお願い】</p> <p>下皆川地区の永野川において、川谷橋から、東武日光線鉄橋までの約半分の距離の土手の清掃は、今まで中央町第1自治会が行ってきました。その際、道路側土手側面から刈り取った草は、永野川河川側土手内側の土の上に投げ込み、自然に分解させていました。</p> <p>現在、災害復旧工事の為土手の清掃は行っていませんが、護岸工事完成後は清掃、特に雑草除去を再開させる必要があります。</p> <p>しかし、護岸工事完成後は河川側土手には土面がなく、投げ込むことが出来なくなるので、刈り取った草はゴミ袋に詰めて回収することが必要になります。尚、永野川土手清掃は、環境美化活動の一環として昭和第二公園及び中央公園の清掃と同時に行っていますが、クリーン推進課からは、一度で回収出来るようにゴミ袋を同一箇所に集めるよう指示されています。</p> <p>その為、永野川土手で刈り取った草は昭和第二公園に移動させなくてはならず、刈取り以上に大変な労力が必要になります。</p> <p>自治会員の老齢化も進んでおり、今後は、当該地域永野川道路側の除草作業を栃木市にて行って頂きたいと思っております。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>地域の美化活動及び除草作業にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>今後におきましても、可能な範囲でご協力をお願いしたいと思っておりますが、永野川堤防の除草作業につきましては、地元は今以上の負担をかけないよう、今後の管理については、河川管理者である県に要望してまいります。</p>
6	横堀	<p>【道路舗装工事の件】</p> <p>要望事項として舗装工事を是非お願いしたいと考えています。</p> <p>理由1:地域住民高齢者が散歩時に乳母車を押す姿を思い浮べて下さい。</p> <p>※別途 PDFNo.6 を参照ください。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>地元の生活道路につきましては、「生活道路補修要望書」に基づき、計画的に修繕を行っておりますので、要望書を提出いただき、これに基づき検討させていただきます。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
7	横堀	<p>【道路舗装の件】</p> <p>要望事項として路肩の整備を是非お願いしたいと考えています。 理由1:経年劣化によりアスファルトの亀裂 理由2:道幅が狭く車が側溝に落ちやすい為危険</p> <p>※別途 PDFNo.7 を参照ください。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、路肩の高低差があり、危険が伴うことから、注意喚起のため「路肩注意杭」を設置しました。</p>
8	牛久	<p>【防災行政無線(屋外スピーカー)設置の要望について】</p> <p>防災行政無線は、運用開始から 10 年が経過し、この間大雨による災害の発生もあり、当自治会住民にも防災行政無線(屋外スピーカー)の存在は認知度が高まっています。当自治会隣接地域の防災行政無線(屋外スピーカー)の設置状況を見ますと川連、土与、横堀、沼和田町に設置されています。当自治会内にはその設置がなく隣接の沼和田町(南小学校)と土与に設置されたスピーカーからの放送を聴取していると思われます。牛久地内では、その音声聞き取りにくく、非常時での災害情報等の聴取が出来るのか危惧されており、牛久地内への屋外スピーカーの設置による改善を要望いたします。</p>	<p>【危機管理課:TEL21-2551】</p> <p>栃木市では、情報伝達手段の一つとして、防災行政無線(屋外スピーカー)を設置しておりますが、自治会毎に設置しているのではなく、聞き取り可能な範囲を想定しながらスピーカーを設置しております。</p> <p>今後につきましては、防災行政無線の設置場所周辺の環境やスピーカーの向き、聞こえ方などの確認を踏まえ、よりよく聞こえるための改善や改修方法について検討してまいります。</p> <p>なお、防災行政無線からの放送の際には、言葉の間隔をあけ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取り易くなるよう録音時の工夫により対応しておりますが、屋外用であるため、風や雨などの気象条件の影響や構造物による音の反響、気密性の高い屋内など、放送を聞く環境によっては聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。</p> <p>その対策として、自動音声案内(TEL:0282-24-3322)の運用の他、放送内容を市のホームページ、Facebook、Twitter にも掲載することで、できる限り広く周知ができるよう案内しております。</p> <p>また、台風や大雨等の非常時においては防災行政無線の他に、防災ラジオ(コミュニティFM)、テレビ、緊急速報メール、CC9 登録制メール、市のホームページや SNS などにより情報を発信しております。防災行政無線のみに頼らず、複数の手段を用いて情報収集できるよう準備をお願いしているところです。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
9	川連	<p>【永野川JR橋梁架け替え工事の工事進捗について】</p> <p>昨年(R4年7月)、『一級河川永野川 JR 橋梁架け替え区間における河川改修事業に関する説明会』を、栃木県栃木土木事務所主催で開催して頂きましたが、</p> <p>① その後の(a)河川改修事業の進捗状況および(b) JR 橋梁架け替え工事の進捗状況は、どのような状況ですか？</p> <p>② JR 橋梁架け替え工事の着工開始年月は決定しましたか？まだ決定していないのであれば着工開始の見込みはいつ頃ですか？(本件、栃木県栃木土木事務所の取扱案件ですが、ご回答のご対応、宜しく願い申し上げます。)</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>永野川JR橋梁架け替え工事につきましては、河川管理者であります県に、当該箇所の進捗状況を確認しましたところ、次のとおり回答がありました。</p> <p>①(a) 河川改修事業の進捗状況は、令和5年5月末時点で10.6kmの事業区間のうち5.3kmの整備が完了し、3.6kmで河道掘削・護岸工事等を実施しております。また、改築が必要となる堰や橋梁の構造物については、堰3基全て、橋梁4橋のうち3橋の工事を実施しております。</p> <p>(b) JR 橋梁架け替え工事の進捗状況については、昨年度に用地の境界立ち会いを実施しましたが、一部の土地について土地所有者の理解が得られず立ち会いができない状況にあります。本年度も、事業にご理解いただけるよう交渉を継続する予定です。</p> <p>②JR 橋梁架け替え工事の着工開始年月は決定しておりません。用地のご協力が得られ次第、架け替え工事に着手してまいります。</p>
10	川連	<p>【回覧バインダーの見直しについて】</p> <p>現在『上閉じ』バインダーを支給頂いていますが、『左閉じ』バインダーを製作頂き支給頂けないでしょうか？(ご相談理由)</p> <p>①表面のみ印刷の回覧物であれば、『上閉じ』バインダーでも回覧物閲覧に問題ありませんが、経費節減のため、A4 タテの両面印刷の回覧物が多くなっています。</p> <p>② A4 タテの両面印刷の回覧物を『上閉じ』バインダーで使用すると、裏面を読もうとすると、バインダーに挟(はさ)んだ状態では回覧物の裏面が上下逆さまとなり、裏面を読むために (a)バインダーを上下反転させるか、(b)回覧物をバインダーから外さなければなりません。</p> <p>③『左閉じ』バインダーであれば、A4 タテの両面印刷の回覧物の閲覧における問題点が少なくなり、より閲覧し易くなると思います。</p>	<p>【広報課:TEL21-2318】</p> <p>現在、自治会の回覧用に配布しているバインダーにつきましては、令和3年に更新したものになりますが、今回提案いただいたご意見につきましては、次回の更新の際の参考とさせていただきます。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
11	真弓西	<p>【磯山の整備について】</p> <p>自治会内から【磯山を整備して、頂上の“落ちない岩”をパワースポット化することで市内外を問わず、憩いの場として地域を盛り上げる】という要望を頂いています。</p> <p>磯山は、海拔 51 メートルの県下最小の山と言われております。山上には天狗岩、御竜岩、亀ノ子岩の奇岩があり、天狗岩には「天狗の足跡(あしあと)」と云われる足形のへこみがあります。天狗岩から北西には太平、晃石の両山が望まれ、南西には夕日の神々しい様子が眺望できます。</p> <p>近年、大平運動公園(エイジェックさくら球場含め)の整備、永野川河川改修工事により景観、利便性が大変よくなっています。</p> <p>そこで、手つかずの磯山(宗教法人諏訪神社の私有地となっていて政教分離の点から難しいと思うが)を遊歩道など整備して、大平運動公園・永野川河川敷と共にハイキングコースとして盛り上げることで、明るい地域づくりに繋がると思います。</p> <p>以上のことから、磯山を整備することを要望します。</p>	<p>【大平地域づくり推進課：TEL43-9205】</p> <p>地域づくりに係る積極的なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>市といたしましても、今回いただきましたご提案につきましては、地域おこしの面で有効であると認識しておりますが、当該地は私有地ということもあり、今後、事業の必要性・実現性について関係部署と検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
12	真弓中	<p>【自治会内の住宅地内にある未舗装の私有道及び認定外道路への砂利敷依頼の市の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の急速な進展により自助、共助の重要性が認識され、自治会活動が果たす役割に期待が持たれていると思います。行政側も種々の自治会支援制度を設けて運営資金を投下し自治会活動の活発化を求めていると感じています。 その一方で、自治会からの申請に誠意ある対応が見られない状況があり、市の考えをお聞きしたいと思います。 ・過日、自治会内の未舗装の私有道及び認定外道路への砂利の散布を申請したところ、2件の内1件は対応出来ない、1件は一部のみ対応の電話連絡を受けました。昨年は申請通りに実施していただいたものが、今回対応が変わったため対応窓口を訪問し、事情を確認した結果、1か所は私有道であるため1回限りの対応になる。2か所目は対応するが、現地確認の結果半分は痛みが軽度であるため痛みが激しい箇所半分を実施する、との回答でした。 ・上記の回答に対して、自治会員への説明のため、砂利敷要否の道路の痛みについての判断基準と1回しかできない理由が明記された条例等の提示を求めたところ、判断基準は無い・1回だけ対応の条例等の記載は無いとの説明でした。 そのため、こちらからの申請に対する回答を文書でもらいたいとお願いしたが、文書での回答は出来ないとの返事がありました。 こちらからは文書でお願いした事項であり、重ねて文書での回答をお願いしたが出せないとのことでした。 ・私有道や認定外道路とは言え、住民の生活道路であり改善支援をお願いしたところですが、理由もなく出来ないと言われ納得がいかないのが文書での回答を求めたが、そのような事例がないとのことでは応じてもらえません。 ・住民と市のつなぎ役である自治会役員の立場もご理解をいただき、出来ないものは出来ないでやむを得ないが、役員が納得できて住民に説明が可能な誠意ある対応をお願いしたいと思います。 	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>今回の要望に対して、窓口において十分な説明ができず、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>市といたしましては、認定外道路は市で管理しているため、今回の要望箇所につきましては、穴埋め等の補修を実施しました。</p> <p>私有道につきましては、個人または民間の法人が所有及び管理している道路であると考えますが、昨年6月に危険排除の観点から1回限りという条件で、補修を行っております。</p> <p>今後につきましては、私有道を所有している住民間で話し合いをしていただき、対応していただきますようよろしくお願いいたします。</p>
13	真弓中	<p>【市道桜の木の管理について】</p> <p>県道 252 号線から東へ日冷工業～町田橋へ至る市道に有る桜の木の管理強化(枯枝、枯木の撤去クビアカツヤカマキリ駆除の強化)を要望したい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>要望箇所につきまして、令和5年3月に枝の伐採を実施いたしました。</p> <p>今年度につきましては、クビアカツヤカマキリの被害木であるため、成虫の休眠時期である秋以降に対応してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
14	真弓東	<p>【不法投棄の件】</p> <p>永野川・山下橋下流約 200m 左雑木林に、ごみ(家電製品その他)類の不法投棄が有る為環境に良くないので不法投棄禁止の看板の設置をして欲しい。</p> <p>※別途 PDFNo.14 を参照ください</p>	<p>【クリーン推進課:TEL0282-31-2447】</p> <p>現地を確認しましたところ、当該地は民地でありますので、看板等の設置につきましては、ご自身で行っていただく必要があります。</p> <p>なお、不法投棄禁止の看板につきましては、クリーン推進課にて貸出を行っておりますので、貸出を希望の際は上記連絡先までご連絡ください。</p>
15	真弓南	<p>【公民館敷地内に設置してある自立型掲示板の改修費用の補助又は掲示板に替わる方法について】</p> <p>自治会の連絡や告知の目的で掲示物を張り付けして表示するために設けられたものですが、経年劣化(木板の下部が破損している。構造は鉄骨。)や安全性(自立タイプですが基礎の固定部分に難があり自立できていない。)のために数年前からは活用されていません。</p> <p>連絡や告知は回覧版などで行っているため、連絡に時間がかかり過ぎて自治会の運営に支障が出るのが考えられます。現状では掲示板の活用が有効と考えますが、掲示板の改修費用補助や掲示板に替わる良い自治会の連絡や告知の方法を教えてください。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL43-9205】</p> <p>現在市では、各自治会公民館等に設置された掲示板の改修費用の補助等は行っておりませんので、修繕等につきましては、各自治会の判断において対応をお願いいたします。</p> <p>【広報課:TEL21-2316】</p> <p>市から、市民の方へのお知らせの方法につきましては、自治会長等の皆様にご協力をいただき、広報とちぎや班内回覧等で行っているところでありますが、ご指摘のとおり、市民の皆様全員に情報が行き渡るまでには時間がかかるのが現状です。</p> <p>そのため、緊急性を要する案件につきましては、新聞折り込みやツイッター等の SNS を活用し、速やかに情報を届けられるよう努めております。</p>
16	下高島	<p>【樹木・竹林の枝葉伸長で枝の伐採について】</p> <p>近隣の樹木の枝が市道にかかっている地主が伐採しない場合、民法の改正により市が代理伐採を行う事が出来るのか、お伺いします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>民法第 233 条(竹木の枝の切除及び根の切取り)の改正により、令和 5 年 4 月 1 日より一定の条件を満たす場合には越境された土地の所有者が自ら枝を切ることができるようになりました。</p> <p>本市では、改正前につきましても、市道の通行に支障のある樹木等について、危険排除のため、市で対応をまいりましたが、今後につきましても、同様に対応してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
17	下高島	<p>【豪雨時の巴波川堤防決壊予防対策】</p> <p>下高島地内を流れる巴波川は令和元年の水害時に西側の堤防が、2カ所えぐられ、田中富男宅と宝蔵寺の東側の堤防を、市に要望して改修していただきました。</p> <p>現在、栃木市では豪雨対策として地下捷水路の整備事業を進めていると聞きます。下高島地内において先の豪雨被害で床上浸水・床下浸水の家屋や田畑等にも被害が出ましたので、巴波川への流量・堆積・繁茂等による流入被害がでないよう、十分な河川管理の対策を宜しく願いいたします。</p> <p>※別途 資料No.17を参照ください</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>ご要望の件につきまして、巴波川の管理者であります県に確認しましたところ、『巴波川については、市街地での地下捷水路の整備に加え、市街地下流区間においても、河川の断面を確保するため河道掘削等の整備を順次進めております。下高島地内においても、今後、河道掘削等の工事を予定しております。』との回答でありました。</p> <p>市としましても、雑木や堆積物の除去等、河川の適正な維持管理を県に要望してまいります。</p>
18	北武井	<p>【道路拡幅及び補修工事関係 黒川縫製様から橋本慎治様までの区間】</p> <p>平成26年から、合意が得られずに工事の着工ができずにいる。</p> <p>今後、合意形成にむけて実際に事にあたるのは、栃木市なのか、それとも北武井自治会なのか？</p> <p>合意形成が得られない場合は、不履行になりこの要望は消滅するのか？</p> <p>※別途、PDFNo.18を参照ください</p>	<p>【道路河川整備課:TEL21-2407】</p> <p>本市道の拡幅事業につきましては、平成28年度に関係する土地の境界確認を実施しましたが、境界の同意が得られていないことから、現在も休止となっております。</p> <p>本市道は主に地元の皆様が利用する生活道路でありますので、自治会及び地元関係者が主体となり協働で合意形成いただくよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、合意が得られるまでの期間においては、他の事例と同様に事業を休止とさせていただいております。</p>
19	北武井	<p>【巴波川の浚渫】</p> <p>今後、北武井地内を流れる巴波川の堤防・護岸工事の予定はあるのか。</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>巴波川の堤防・護岸工事につきまして、河川管理者であります県に確認しましたところ、『巴波川については、市街地での地下捷水路の整備に加え、市街地下流区間においても、河川の断面を確保するため河道掘削等の整備を順次進めております。</p> <p>北武井地内においても、河川の断面確保を図るため、今後、堤防の小段撤去及び河床掘削を予定しております。』とのことであります。</p> <p>市としましても、一日でも早く整備を進めていただけるよう、県に要望してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
20	中央町 2 丁目	<p>【日立北側さくら並木について】</p> <p>日立・運動公園北側のさくら並木の市道の路肩に落葉や土が溜まり草が生えて道路排水や美観的にも支障があると思います。定期的な清掃をお願い致します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>要望の箇所につきまして、現場を確認したところ、市道の路肩に落葉が溜まり、道路排水等に支障があるため、清掃を実施いたします。</p>
21	中央町 2 丁目	<p>【昭和第一公園の遊具の修理について】</p> <p>昭和第一公園のブランコ 4 台のうち 1 台が撤去のままになっています。修理をお願い致します。</p>	<p>【公園緑地課:TEL21-2413】</p> <p>ご不便をおかけしております。 昭和第一公園のブランコにつきましては、今年度中に修繕いたします。</p>
22	新第 4	<p>【体育祭について自治会の意向を聞いて開催の可否を判断して欲しい】</p> <p>(要望の背景) これまで新型コロナの影響で、ここ数年にわたり体育祭が開催されていませんでした。一方で、もし体育祭が開催されても、当自治会は会員の高齢化が進んでいるため、積極的な参加者は極めて僅少で、参加者の募集は、班毎に半強制的な割当て方式などで参加者を集めるしかない状況にあります。</p> <p>また、体育祭の参加には経費に一部補助が出るとはいえ、自治会財源からの負担も相当なものがあります。</p> <p>(要望) 体育祭については、地域住民の交流の場を提供するという趣旨は十分理解するものの、地域の高齢化等を踏まえて、今後継続的に開催するかどうかについては、各自治会の意見を聞いたうえで判断を願いたい。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、各自治会長が評議員となっている大平スポーツ協会の主催であります。自治会の負担が大きく以前から見直しを求める声が市にも届いておりました。</p> <p>このため、大平地区のスポーツ推進委員に、自治会の負担を軽減した形で開催できないか検討をお願いしておりましたが、今年度に入り、自治会対抗を止め、「大平地区体育祭」から名称を変更したうえで開催時間を半日に短縮し、ニュースポーツやO×クイズなど、誰でも気軽に参加できるイベントに変更してはとのご意見をいただきました。</p> <p>そこで、6月13日に開催した大平スポーツ協会総会で、評議員である自治会長等に変更案をお示し、ご意見を伺った結果、従来の「体育祭」は廃止し、代わりにニュースポーツを中心とした自由参加型のスポーツイベントを実施することになりました。</p> <p>今後、イベントの詳細を検討し、決定しましたらチラシ等で周知のうえ、参加者を募集する予定です。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
23	西野田第1	<p>【自治会業務の負担軽減に向けての要望 敬老事業について】</p> <p>敬老事業に関して、毎年自治会役員が役所へ出向き対象者の調査を行い、役所より支給されます祝い金(1,000円)を各自治会役員が対象者に配布及び祝い会等を実施しておりますが、他の市町村におかれましては、80歳到達時点において祝い金を2~3万円支給し、その後節目の年齢で再度祝い金を送る形を取っている自治体のあるようです。</p> <p>現在、マイナンバーカード取得率が増加していますので公金の受取口座登録を利用し、祝い金の振り込みを行う事で自治会の負担軽減になる事を希望します。</p>	<p>【高齢介護課:TEL21-2241】</p> <p>本市の敬老事業としては、敬老祝金支給事業と敬老会事業補助金交付事業を行っております。</p> <p>敬老祝金支給事業におきましては、85歳になられた方に1万円、100歳になられた方に10万円、101歳以上の方には記念品を贈呈しております。</p> <p>一方、ご質問の敬老会事業補助金交付事業は、自治会等で開催される敬老事業に対し、その経費の一部を助成する事業であり、80歳以上の方の人数に1,000円を乗じた額の助成を行っております。その補助対象者の確認作業のため、市役所等の窓口で名簿の確認を行っていただいております。</p> <p>ご質問では、マイナンバーカードを利用した補助金の振り込みをご希望とのことですが、この補助金に関しましては、高齢者個人への給付ではなく、高齢者の外出等の機会の創出やコミュニケーションの創出を目的としていることから、敬老会を主催する自治会等の団体に対して、その経費の一部を助成しております。</p> <p>なお、市としては、自治会役員の皆様から負担が大きいという声は、他の自治会様からもいただいておりますので、今後、事業の在り方を含め検討してまいります。</p>
24	西野田第1	<p>【自治会業務の負担軽減に向けての要望 民生・児童員の選出に関して】</p> <p>現在民生・児童員の選任は、自治会で going 行っていますが以前は役所で行っていたとお聞きしました。</p> <p>民生員は、厚生労働省管轄の非常勤の準公務員であり、一般の者が選任するのは少々違いがあるかと思えます。</p> <p>現在、自治会の役員の選任も一苦労している状況ですので、今後民生員の選任は、役所で行って頂けます様お願いします。</p>	<p>【福祉総務課:TEL21-2201】</p> <p>民生委員・児童委員の推薦については、自治会単位での選出を行っていることから、3年に1度の改選の際に、自治会長様に推薦依頼をさせていただいております。</p> <p>昨年12月の改選の際にも、委員選出の負担が大きいとの声も多くいただいております。次回改選時においては、現職の委員にも選出に協力いただく等、自治会の負担を軽減できるような方法を検討してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
25	西野田第 1	<p>【町民体育祭の新たな施策での開催について】</p> <p>昨年のふれあいトークでも議題にあがりました表題ですが、4年の空白期間後の開催は、各自治体内での協力体制にも求心力が低下している事は否めません。</p> <p>自治会によっては、参加を取りやめている自治会もあると聞いていますが、今後、開催に向けた新たな施策をお聞きしたいと思います。</p> <p>また、コロナウイルスの影響で、自治会事業の開催を控え、自治会費の徴収を削減した自治会もあるようです。開催に当たり、各自治会では、昼食・反省会等で支出費用が増加すると思われます。出来る限り、費用を発生しない・させない開催を望みます。</p>	<p>【大平地域づくり推進課：TEL44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、各自治会長が評議員となっている大平スポーツ協会の主催となりますが、自治会の負担が大きく、ふれあいトークでもたびたび質問要望等が上がっております。</p> <p>このため、大平地区のスポーツ推進委員に、自治会の負担を軽減した形で開催できないか検討をお願いしておりましたが、今年度に入り、自治会対抗を止め、「大平地区体育祭」から名称を変更したうえで開催時間を半日に短縮し、ニュースポーツや〇×クイズなど、誰でも気軽に参加できるイベントに変更してはとのご意見をいただきました。</p> <p>そこで、6月13日に開催した大平スポーツ協会総会で、評議員である自治会長等に変更案をお示し、ご意見を伺った結果、従来の「体育祭」は廃止し、代わりにニュースポーツを中心とした自由参加型のスポーツイベントを実施することになりました。</p> <p>今後、イベントの詳細を検討し、決定しましたらチラシ等で周知のうえ、参加者を募集する予定です。</p>
26	西水代上第 2	<p>【大平南地区公民館の設備のメンテナンスについて】</p> <p>R4年度の大平地区ふれあいトークの質問事項 No1にある地区公民館のバリアフリー化要望とまったく同等で大変恐縮ではあるが、南地区公民館についても、二階大会議室のバリアフリー化(スロープ、エレベーター、そしてトイレ)は高齢化社会に対応するため必要であると思います。</p> <p>設備ではH16年設置のブラウン管モニターテレビとDVDであり、古すぎます。又故障が多くその都度、修理してもらいながら使用している状況が有り必要性、緊急性の対応判断だけであれば何とも情けない話です。</p> <p>他にもカーテンなし(暗幕だけ、これもボロボロ)、必要性、緊急性の対応も良いがトイレ使用禁止箇所は一年以上そのままの状況でありもっと定期的・計画的なメンテナンスと期限を出してもらいたいと要望します。</p>	<p>【大平地域づくり推進課：TEL43-5231】</p> <p>大平南地区公民館では、今年度屋外電気工作物の部品交換等を予定しております。</p> <p>また、トイレの改修につきましては、長期間ご不便をお掛けし申し訳ございませんでしたが、5月末までに工事が完了し、現在は使用可能な状態となっております。</p> <p>大平南地区公民館につきましては、施設・設備が老朽化し、改善すべき点が多々あります。しかし、市内には建築年数が経過し、同様の問題を抱えている施設が多数存在し、緊急性と必要性を検討しながら対応してまいります。ご要望をいただきました、定期的・計画的なメンテナンスや期限をお示しすることは、難しい状況にあります。</p>